

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会職員就業規程第13条の規定に基づき、職員に支給する給与に関して必要な事項を定めるものとする。

(職員の給与)

第2条 職員の給与は、つくばみらい市職員の例により、次の当該条例及び規則をもって適用する。

- (1) つくばみらい市職員の給与に関する条例
- (2) つくばみらい市職員の給与に関する規則
- (3) つくばみらい市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則
- (4) つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する条例
- (5) つくばみらい市職員の特殊勤務手当に関する規則
- (6) つくばみらい市就業規則
- (7) つくばみらい市平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則
- (8) つくばみらい市職員の地域手当の支給割合に関する規則
- (9) つくばみらい市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例
(退職手当)

第3条 職員の退職手当については、別に定める。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成31年3月20日から施行する。